

まち・ひと・しごと創生基本方針 2015

ーローカル・アベノミクスの実現に向けてー

平成 27 年 6 月 30 日 閣議決定

Ⅲ. 地方創生の深化に向けた政策の推進

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

(2) 「日本版 CCRC」構想の推進

◎ 「日本版 CCRC」構想の推進

- ・日本版 CCRC 構想有識者会議において取りまとめられた「日本版 CCRC 構想（素案）」を踏まえ、日本版 CCRC 構想の具体的な内容や政策支援の在り方を内容とする中間報告につき、今年夏の取りまとめに向けて検討を進め、成案を得る。その後、更なる検討を進め、年末に最終報告を取りまとめ、遅くとも来年度中に、日本版 CCRC 推進の意向のある地方公共団体において、モデル事業を開始する。これにより、東京圏をはじめとする地域の高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において、地方大学等における生涯学習や、地域社会との共働、多世代との交流等を通じて健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要なときには継続的なケアを受けることができるような地域づくりの実現・普及を目指す。
- ・既存の個別施策・事業を単に組み合わせるだけではなく、ハード・ソフト両面について、全般的・総合的に開発・調整を担う「司令塔機能」の充実（コミュニティの核となる司令塔機能の整備やコーディネータ人材の養成・配置等）等について更に検討を進め、結論を得る。
- ・日本版 CCRC は、東京圏等からの移住にとどまらず、地方居住の高齢者の「まちなか居住」や地域・多世代交流等を支援する取組として有用であることから、そうした点も重視する。
- ・日本版 CCRC 構想を推進していくため、現行の支援制度等に加えて、更なる支援策の在り方（地方創生特区、制度改正、移住・住み替え支援策等）についても、地方公共団体や関係事業主体の意見も聞きながら検討を進め、結論を得る。
- ・地方公共団体に対して、日本版 CCRC 構想の検討状況等について必要な情報提供を行い、各地域における早期の事業具体化に向けて、相談や協議を進めるとともに、遅くとも来年度中に、モデル事業の実施など各種の政策支援を講じる。

(5) 地方大学等の活性化

①知の拠点としての地方大学強化プラン

地域ニーズに対応した高等教育機関の機能を高めるため、地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材養成など地方の課題の解決に貢献する取組を促進する。

◎日本版 CCRC 構想の推進のための地方大学等との連携

- ・日本版 CCRC 構想の推進においては、地方の大学等との連携による生涯学習の機会の提供やアクティブ・シニアによる学生への指導等の場づくりなどソフト面の在り方についても、他の施策等と一体的に更なる検討を進め、成案を得る。

②地元学生定着促進プラン

地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を促進する。また、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源をいかした教育活動を推進するとともに、地元就職につながるキャリア教育や、地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進し、地域力を強化する。

◎学校を核とした地域力の強化

- ・全公立小・中学校区において、学校と地域が連携・協働する体制を構築するために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や学校支援地域本部等の取組を一層促進するとともに、今後の学校と地域の連携・協働の在り方や推進方策等について検討を進め、結論を得る。

③地域人材育成プラン

大学や高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校における、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成し、また、地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出する。また、地域に根差したグローバル・リーダー育成の取組を推進する。

◎地域産業を担う専門的職業人材の育成

- ・地域産業を担う専門職業人を育成するための教育が各々の地方の高等教育機関で受けられるよう、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度設計に向けて結論を得るべく検討を進める。

- ・大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを国が認定する制度を創設し、地域を担う社会人の学び直しを促進する。
- ・地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材の育成を行う高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとした高等学校の取組の推進については、以下の通りとする。
 - －国立高等専門学校において、社会的な要請が強く、人材育成が喫緊の課題となっている情報セキュリティ、海洋、ロボット、航空整備技術に係る人材育成の取組を支援する。
 - －「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業及び職業実践専門課程の認定制度等を通じて、専修学校における地域産業の振興を担う専門人材の育成を推進する。

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(2) 出産・子育て支援

長期的な視点に立って少子化対策を進める観点から、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、きめ細かな対策を総合的に推進することが必要である。産休中の負担の軽減や産後ケアの充実をはじめ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築するとともに、産科医の地域偏在が見込まれる中、地域における周産期医療体制の確保を図ることが重要である。加えて、理想の子供数を持たない理由として、子育てや教育に要する費用負担を挙げる人の割合が高い状況にあることから、その負担軽減も重要である。

②「子ども・子育て支援新制度」の円滑かつ持続的な実施等

◎子ども・子育て支援の更なる充実

- ・財源を確保しながら幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に実施していくなど、教育費の負担軽減を図る。

3. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(2) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成

◎ワークショップを通じた地域住民による将来ビジョン（「地域デザイン」）の策定

- ・市町村のサポートや、ファシリテーターなど外部専門人材や地域人材、公民館等を活用し、地域住民が主体となって、今後の地域の在り方について学び考えていくワークショップの実施を推進する。その際、地域の現状や展望を整理する「地域点検カルテ」の作成を推進するとともに、「地域デザイン」の策定・実行まで長期間を要し得ることを踏まえて支援する。

②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立

◎地域運営組織の形成及び持続的な運営

- ・先発事例を体系的に整理・提供するとともに、交付金や各府省庁のモデル事業、外部人材（導入には「地域おこし協力隊」や人材還流事業等を活用）を有効に活用し、取組体制の構築から事業の着手までを支援する。
- ・地域運営組織の法人格の取得、組織・人材・拠点の一体的な取組、データに基づく分析等の円滑な実施に向け、実態に応じ環境整備を図る。

③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保

◎生活サービスの集約・確保やネットワークの維持等の推進

- ・学校統合を検討する場合、小規模校存続を選択する場合、休校した学校を活用・再開する場合に対応して、その検討に資する手引の更なる周知を図るとともに、活力ある学校づくりに向けた支援の拡充を図る。

⑤中山間地域等における施策の位置付け

◎各省施策の連携等による取組の推進

- ・関係府省庁が連携し、先発事例の紹介、改正地域再生法に基づく「小さな拠点」の形成に係る土地利用計画等への特例措置、モデル事業などの各府省庁の事業等を実施し、全国的な横展開を推進する。
- ・将来にわたって地域で組織・事業を運営できる人材、地域の取組をサポートできる人材の大学等における体系的な育成を推進する。